令和7年7月姶良市農業委員会総会 口述書 (議長用)

1. 開催日時: 令和7年7月31日(木) 午後1時30分~

2. 開催場所:姶良市役所 本館4階 入札室

3. 出席委員:農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

【成木女只】			
1番	杉尾 敏憲	11番	本村 正一
2番	白尾 親昭	12番	坂元 廣幸
3番	岩元 律子	13番	牧野田 隆平
4番	森山 良久	14番	松元 信道
5番	山下 妙子	15番	平 富士夫
6番	市野 たつ子	16番	内甑 達也
7番	猶木 悟		
8番	市薗 由美子	18番	宮原 千年
9番	大重 孝司	19番	夏田 恒
10番	小長野 誠		

【農地利用最適化推進委員】

1番	上福元 克己	7番	橋本 好文
2番	長野 洋一	8番	比良 文識
3番	松永 政裕	9番	内村 幸雄
4番	松元 健一		
5番	池端 隆志	11番	扇薗 弘行(欠席)
6番	堂前 澄男	12番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名

02. 会議書記の指名

03. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について

04. 議案第2号 農地転用事業計画変更申請について

05. 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について

06. 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について

07. 議案第5号 非農地証明願について

08. 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更(除外)について

09. 議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)について

10. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)の認可について

11. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告

12. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 事務局長補佐兼振興係長 農地係主幹 農地係主任主査 農地係主査 振興係主任主査

姿勢を正してください。一同礼。 事務局| ただいまから、令和7年7月、 姶良市農業委員会総会を開会い 議長 たします。 出席農業委員は、18名中18名で、定足数に達しておりますの で、本総会は、成立しております。 — 会務報告 —— 議長 まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。 〔事務局 報告〕 事務局| 一 日程第1 議事録署名委員の指名 ─ 次に、日程第1、姶良市農業委員会 会議規則第17条第2項に 議長 規定する、議事録署名委員についてですが、議長から指名させてい ただくことに、ご異議ございませんか。 委員 『異議なし』 それでは、農業委員4番、農業委員5番に、お願いいたします。 議長 ─ 日程第2 会議書記の指名 ── 議長 次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記に は、事務局職員の、局長補佐兼農地係長と、局長補佐兼振興係長 を、指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第31条規定の議事参 与の制限に該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退 席をお願いし、関係議案終了後に入室、着席をお願いします。 なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できます が、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定に より申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。

── 日程第3 議案第1号 ──

議長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申 請の処分決定について、議題に供します。1番から6番について、 説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明します。総会資料は、1から2ページです。今月の申請件数につきましては、6件となっております。

先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告 書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてくだ さい。

それでは、まず、1番について説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町米丸で、田が1筆、 面積が1,579㎡で、贈与による所有権移転です。

以上で、1番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、推進委員2番に、調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

委 員|

はい、推進委員2番です。調査報告いたします。令和7年7月 17日、申請地で申請人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしま した。譲受人の労働力は、4人で、農作業用機械は、草払機2台を 所有し、その他の機械は法人に委託して確保するとのことでした。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますの で、許可相当と思われます。

以上で報告を終わります。

議長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、引き続き2番につきまして説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、他1名、申請地は、蒲生町白男で、畑が1筆、面積が1,199㎡で、贈与による所有権移転です。

以上で、2番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員9番に、調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

はい、農業委員9番です。調査報告いたします。令和7年7月 20日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、夫婦2人で、農業用機械は、すべて揃っていました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

議長

次に、3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、引き続き3番につきまして説明します。 譲受人〇〇、他1名、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町漆で、畑が 1筆、面積が628㎡で、売買による所有権移転です。 以上で、3番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員11番に、調査の結果並び に補足説明をお願いします。

委員

はい、農業委員11番です。調査報告いたします。令和7年7月23日、申請地を確認し、代理人に電話で聞き取りを行いました。 労働力は、夫婦2人で、自家用野菜を作るとのことです。農作業用機械は、ユンボを所有しており、草払機やその他の機械は必要に応じて購入するとのことです。また、申請人は、申請地に隣接する宅地と建物を購入され、8月に移住するということです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で報告を終わります。

議長

次に、4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、引き続き4番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町上久徳で、畑が1筆、 面積が707㎡の内209㎡で、売買による所有権移転です。 以上で、4番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員7番に、調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

委 員

はい、農業委員7番です。調査報告いたします。令和7年7月 18日、行政書士立ち合いのもと、現地で聞き取りを行い、申請地 を調査いたしました。農業用機械は、草払機が1台で、申請が通り

畑になった時点で、管理機を買うそうです。その敷地内に本宅を建てる予定で、家庭菜園として使用するとのことです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で報告を終わります。

議長

次に、5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、引き続き5番につきまして説明します。

譲受人○○、譲渡人○○、申請地は、中津野で、田が1筆、面積が762㎡の内395㎡で、売買による所有権移転です。

以上で、5番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、推進委員7番に、調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

委員

はい、推進委員7番です。調査報告いたします。令和7年7月 18日、行政書士立ち合いのもと、現地で聞き取りを行い、申請地 を調査いたしました。譲受人の労働力は、本人1人で、農業用機械 については、草払機、スコップで、一般野菜を作るということで、 管理機等は、実家から持ってくるとのことでした。当申請は、農地 法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と 思われます。

以上で報告を終わります。

議長

次に、6番について、事務局の説明を求めます。

事務局|

それでは、引き続き6番につきまして説明します。

譲受人○○、譲渡人○○、申請地は、平松で、畑が1筆、面積が6㎡で、売買による所有権移転です。

以上で、6番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、推進委員5番に、調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

委員

はい、推進委員5番です。調査報告いたします。令和7年7月 18日、行政書士立ち合いのもと、現地で聞き取りを行い、申請地 を調査いたしました。申請地は、譲受人の自宅隣の畑と隣り合わせ で、今回、残地として購入するとのことです。現在、耕作地は15

3㎡と少なく、一人で鍬等による人力作業で、野菜を栽培されており、申請地も同様に耕作しているとのことでした。当申請は、農地 法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と 思われます。

以上で報告を終わります。

議長

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分 決定についての、1番から6番について、質疑のある委員は、挙手 をお願いします。

委員

農業委員14番です。

確認ですが、5番について、地目は田になっていますが、説明からしますと畑が妥当だと考えますが、後ほど地目を畑に変えるのですか。

事務局

畑として利用するとのことで、埋め立て等を行わずに、そのまま 利用し、すぐ田に復元できる場合は、地目は田のままとなります。

委員

それから、6番についてですが、面積がわずか6㎡ですが、手続きは必要ですか。

事務局|

農地として登記がしてある以上、 $1 \, \mathrm{m}^2$ でも農地転用が必要になります。

議長

それでは、お諮りいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から6番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 〔賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申 請の処分決定についての、1番から6番については、原案のとお り、承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程第4、議案第2号、農地転用事業計画変更申請について、議題に供します。

議長

1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号、農地転用事業計画変更申請についてご説明いたします。総会資料は、3ページ、申請件数は、1件となります。

それでは、1番につきまして、ご説明いたします。

申請人は、〇〇、変更前の申請地が、加治木町西別府の田、1 筆、2,551㎡となっております。

当初計画で、令和7年3月5日付で、貸資材置場として、5条許可を受けておりますが、今回、当初計画地の他に隣接する4筆を加えた、5筆の合計面積14,738㎡を貸資材置場として利用する事業計画変更となっております。

この後の、議案第4号の9番で、農地法5条申請が、併せて提出されております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員1番に、議案第4号の9番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

はい、農業委員1番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地でありますが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約1,000mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が山林、西が公衆用道路、南が山林と原野と水路、北が公衆用道路と山林と原野です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見徴収案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

これより、議案第2号、農地転用事業計画変更申請について、質疑に入ります。

質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委員

〔質疑・意見なし〕

議長

それでは、お諮りいたします。

議案第2号、農地転用事業計画変更申請について、原案のとおり 意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員

〔賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第2号、農地転用事業計画変更申請については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。

------ 日程第5 議案第3号 -------

議長

次に、日程第5、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申 請の処分決定について、議題に供します。1番から6番について、 説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は4ページ、5ページ、申請件数については、6件になります。

それでは、1番につきまして、ご説明いたします。

申請人は、〇〇、申請地は、平松の畑、面積571㎡のうち279㎡です。農地区分は、第3種農地、転用目的は、貸駐車場となっております。

参考資料の8ページに始末書が添付されておりますが、平成27 年頃に申請人の父親が農地法を理解しないまま造成を行った旨が記載されており、今回、追認で許可を得ようとするものです。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連し、農業委員7番に、調査の結果並びに補 足説明をお願いします。

委員

はい、農業委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約270mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑、南が畑、北が市道です。申請実現の確実性としましては、始末書もあり、すでに転用済のため、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

2番につきまして、ご説明いたします。

申請人は、〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の田、面積1,133 m²のうち998 m²です。農地区分は、第2種農地、転用目的は、貸駐車場となっており、経営する自動車整備会社の駐車場として活用したいとのことです。

参考資料13ページに顛末書が添付されておりますが、平成8年 に 申請人の父親が転用許可を受けていたが、転用事項の不履行と なっており、今回、新たに許可を得ようとするものです。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連し、推進委員4番に、調査の結果並びに補 足説明をお願いします。

委員

はい、推進委員4番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地でありますが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約260mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が公衆用道路、西が公衆用道路と田、南が水路、北が公衆用道路です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

次に、3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

3番につきまして、ご説明いたします。

申請人は、〇〇、申請地は、西餅田の田、面積635㎡です。農地区分は、第3種農地、転用目的は、月極駐車場となっております。

参考資料の18ページに始末書が添付されておりますが、転用許可を受けないまま令和4年から5年まで資材置場として貸し出していた旨が記載されており、今回、追認で許可を得ようとするものです。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連し、農業委員9番に、調査の結果並びに補 足説明をお願いします。

委員

はい、農業委員9番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約230mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が公衆用道路、西が水路と宅地、南が畑と宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、すでに転用済で、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

次に、4番について、事務局の説明を求めます。

事務局|

4番につきまして、ご説明いたします。

申請人は、〇〇、申請地は、平松の畑、面積277㎡です。農地区分は、第3種農地、転用目的は、貸駐車場となっております。

参考資料23ページに顛末書が添付されておりますが、昭和の後期から駐車場として利用されていた旨が記載されており、今回、追認で許可を得ようとするものです。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連し、農業委員7番に、調査の結果並びに補 足説明をお願いします。

委員

はい、農業委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約320mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が畑と宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、顛末書もあり、すでに転用済のため、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

次に、5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

5番につきまして、ご説明いたします。

申請人は、〇〇、申請地は、加治木町反土の田、2筆で、面積が合計で854㎡です。農地区分は、第3種農地、転用目的は、資材置場となっております。申請理由は、姶良・加治木地区で建築需要が見込まれるため、経営する建設会社の資材置場として活用したいとのことです。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連し、推進委員9番に、調査の結果並びに補 足説明をお願いします。

委員

はい、推進委員9番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約350mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が雑種地と田、西が公衆用道路と田、南が田、北が雑種地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

次に、6番について、事務局の説明を求めます。

事務局|

6番につきまして、ご説明いたします。

申請人は、〇〇、申請地は、加治木町反土の田、面積73㎡です。農地区分は第3種農地、転用目的は、宅地拡張となっております。

参考資料32ページに顛末書が添付されておりますが、昭和52年に申請人の父親が隣接地に自宅を建設した際に、農地法の許可を受けずに庭敷地として利用していた旨が記載されており、今回、追認で許可を得ようとするものです。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連し、推進委員9番に、調査の結果並びに補 足説明をお願いします。

委員

はい、推進委員9番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西 に、約100mの位置にあります。被害防除現況としましては、東

が宅地、西が宅地、南が公衆用道路、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、すでに転用済のため、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

これより、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から6番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委員「質疑・意見なし」

議長

それでは、お諮りいたします。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から6番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 〔賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申 請の処分決定についての、1番から6番については、原案のとおり 意見決定と許可が、決定いたしました。

------ 日程第6 議案第4号 -------

議長

次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申 請の処分決定について、議題に供します。1番から10番につい て、説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、6ページから9ページでございます。今月の申請件数につきましては、10件となっております。

それでは、1番につきまして、ご説明いたします。

譲受人(借人)は、○○、譲渡人(貸人)は、○○、土地の所在は、蒲生町西浦、田が2筆で、合計面積が1,981㎡です。権利の内容は、その他の地上権設定で、農地区分は、第2種農地、転用

目的は、太陽光発電所で、申請理由は、申請地を借り受け、太陽光発電設備を建設したいとのことです。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員11番に、調査の結果並び に補足説明をお願いします。

委員

はい、農業委員11番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地でありますが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約370mの位置です。被害防除現況としましては、東が河川、西が宅地、南が河川区域、北が農道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

2番の説明に入ります前に、資料の訂正をお願いします。

6ページの2番です。中ほどの「権利内容」の欄ですが、「所有権移転」となっていますが、「使用貸借権」に変更になります。併せて、現地調査報告書の15ページになります。左上の見出しの括弧書きになりますが、「農地法第5条」の後に「貸借」の文字を挿入してください。「農地法第5条貸借」となりますので、よろしくお願いいたします。

こちらは、先日申請人より訂正依頼があり、各調査員には了承を得て訂正としております。

借人は、○○、貸人は、○○、土地の所在は、三拾町、畑が1筆で、面積が341㎡です。権利の内容は、使用貸借権、農地区分は、第2種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、実家の隣地で管理も大変なため、自己住宅を建築したいとのことです。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員1番に、調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

はい、農業委員1番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地でありますが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約420mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑、西が公衆用道路、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

次に、3番について、事務局の説明を求めます。

事務局|

それでは、3番につきまして、ご説明いたします。

譲受人(借人)は、○○、譲渡人(貸人)は、○○、土地の所在は、蒲生町上久徳、畑が1筆で、面積が707㎡のうち497㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、現在借家住まいのため、居宅を建築するとのことです。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、推進委員4番に、調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

委員

はい、推進委員4番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地でありますが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約420mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

次に、4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4番につきまして、ご説明いたします。

譲受人(借人)は、○○、譲渡人(貸人)は、○○、土地の所在は、東餅田、畑が1筆の、面積が879㎡です。権利の内容は、所

事務局 有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成で、 申請理由は、宅地造成(2区画)を行うためとのことです。 以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員9番に、調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

委員

はい、農業委員9番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、○○から北東 に、約370mの位置にあります。被害防除現況としましては、東 が宅地、西が市道、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性とし ましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にあ りません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準 について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であり ます。

以上で報告を終わります。

議長

次に、5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、5番につきまして、ご説明いたします。

譲受人(借人)は、○○、譲渡人(貸人)は、○○、土地の所在 は、中津野、田が1筆の、面積が762㎡のうち367㎡です。権 利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第1種農地、転用目的 は、一般住宅で、申請理由は、借家で手狭なため、自己住宅を建築 したいとのことです。

こちらの申請は、第1種農地のため、県農業会議ネットワーク機 構への意見聴取案件となります。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、推進委員8番に、調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

委員

はい、推進委員8番です。調査報告いたします。農地区分は、第 1種農地でありますが、第1種農地の不許可の例外である、集落接 続施設に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、○○ から北東に、約400mの位置にあります。被害防除現況としまし ては、東が田、西が市道、南が宅地と田、北が市道です。申請実現 の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事 項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地

及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構 への意見徴収案件として、現地調査委員としましては、許可意見で あります。

以上で報告を終わります。

議長

次に、6番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、6番につきまして、ご説明いたします。

譲受人(借人)は、○○、譲渡人(貸人)は、○○、土地の所在は、宮島町、畑1筆の、面積が260㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、借家で手狭なため、自己住宅を建築したいとのことです。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員9番に、調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

委員

はい、農業委員9番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約270mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地と転用許可地、西が宅地と市道、南が宅地と転用許可地、北が宅地と市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、農現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

次に、7番について、事務局の説明を求めます。

事務局|

それでは、7番につきまして、ご説明いたします。

譲受人(借人)は、○○、譲渡人(貸人)は、○○、土地の所在は、船津、畑が1筆の、面積が423㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、資材置場で、申請理由は、事業拡大のため、資材置場として造成する計画とのことです。

なお、隣接地1181-1の宅地 554 m²、と一体利用となり、全事業面積は977 m²となります。

事務局|

こちらの申請は、資材置場になりますので、工事の完了の報告が あった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告する事を許 可書の条件に付したいと思います。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、推進委員8番に、調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

委員

はい、推進委員8番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地でありますが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約620mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

次に、8番について、事務局の説明を求めます。

事務局|

それでは、8番につきまして、ご説明いたします。

譲受人(借人)は、○○、譲渡人(貸人)は、○○ほか1名、土地の所在は、船津、田が4筆の、合計面積が2,963㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第1種農地、転用目的は、資材置場で、申請理由は、業務拡大のため、資材置場として造成したいとのことです。

こちらの申請は、資材置場になりますので、工事の完了の報告が あった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告することを 許可書の条件に付したいと思います。

また、第1種農地のため、県農業会議ネットワーク機構への意見 聴取案件となります。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、推進委員8番に、調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

委員

はい、推進委員8番です。調査報告いたします。農地区分は、第 1種農地でありますが、第1種農地の不許可の例外である、集落接 続施設に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇

から南西に、約680mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が山林、南が雑種地、北が山林です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、水路に土砂を流出させないこと。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見徴収案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

次に、9番について、事務局の説明を求めます。

事務局|

それでは、9番につきまして、ご説明いたします。

譲受人(借人)は、〇〇、譲渡人(貸人)は、〇〇ほか1名、土地の所在は、加治木町西別府、田が4筆の、合計面積が12,187㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、

12, 18 / m です。権利の内谷は、所有権移転で、農地区分は、 第2種農地、転用目的は、貸資材置場で、申請理由は、機械、機 材、資材の置場が必要なためとのことです。

なお、議案第2号の1番と関連のある案件となっております。また、議案第2号の1番と一体利用となり、全事業面積は、14、738㎡となります。

こちらの申請は、事業面積が30a超えのため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。

また、資材置場になりますので、工事の完了の報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告する事を許可書の条件に付したいと思います。

以上で説明を終わります。

議長

本件につきましては、議案第2号の1番で、農業委員1番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、 省略いたします。

次に、10番について、事務局の説明を求めます。

事務局|

それでは、10番につきまして、ご説明いたします。

譲受人(借人)は、○○、譲渡人(貸人)は、○○、土地の所在は、加治木町木田、田が1筆の、面積が1,119㎡のうち495㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、借家住まいのため、自己住宅を建築するとのことです。

事務局

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員10番に、調査の結果並び に補足説明をお願いします。

委員

はい、農業委員10番です。調査報告いたします。農地区分は、 第2種農地でありますが、その他の農地に該当するため、問題はあ りません。申請地の位置は、〇〇から西に、約630mの位置にあ ります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が田、南が雑種 地、北が田です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあ り、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見とし まして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現 地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

これより、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委 員

農業委員18番です。4番についてお尋ねいたします。この案件は、前回現地調査を行って、取り下げをされた件だと思うのですが、参考資料の50ページの図面を見ますと、取り付け道路の幅について、上がり切ったところは4mでいいと思うのですが、市道側の取り付け部分も同じ幅になっていますが、その辺りはクリアしていますか。それから、お隣との境の部分も危惧していますが、その辺りを教えてください。

事務局

境の部分につきましては、前回の現地調査で、隣が農地で悪影響を及ぼすということで、その対策について総会まで回答がなかったため、前回は取り下げとなりました。今回、擁壁もしくはコンクリート吹き付けを行い、土砂崩れの予防を行う計画で、申請を受け付けております。前面道路からの取り付けにつきましては、図面に塩ビ管という記載がありますが、その部分を隅切りして車両が侵入しやすい形で図面はなっております。

委員

再度、質問します。上がり切ったところは4mですが、北側の農地とは境界が真っすぐになっていて、それから下りてきた場合、相当取り付け道路の方に入ってくると思います。そうでなければ、恐らく個人の財産を越境することになりますから、市道側の方は、相

当広く取らなければ4mの幅員は確保できないと推測しますが、その辺りを教えてください。

事務局

図面の前面道路側に、塩ビ管という記載がありますが、公衆用道路との境部分に隅切りが入っております。北側からは侵入が厳しいですが、南側からは車両が侵入しやすい形に図面はなっております。

委員

取り付け道路は、台形を逆さまにした、Vの字にした形にしないと恐らく取り付かないと思います。そのような図面であれば、問題ないのですが、宅地Bの方も、相当つぶさないと市道側で4mの幅員は確保できないと思います。

事務局

図面は、垂直の状態で計画が示してありますが、実際建物を建築 する際に建築基準法の管轄になると考えており、今回はこの図面で 受けたところです。

委員

農業委員3番です。1番について、参考資料37ページの事業計画書の資金計画欄の記載がないのですが、資金計画が付いていないのか、資金計画はあって記載がないのか、今までなかったことなので、お尋ねいたします。

事務局

事業計画書の確認不足でございました。土地の取得費が○○円、 外構の工事費が○○円、太陽光発電の設備建設費が○○円、その他 の諸経費○○円、合計で○○円になります。

そして、資金調達計画の自己資金が○○円で、すべて自己資金で賄う計画となります。

大変な申しわけありませんでした。

議長

他に、ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 〔賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。

日程第7 議案第5号 -

議長

次に、日程第7、議案第5号、非農地証明願について、議題に供 します。1番から3番について、説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第5号、非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は、10ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。

それでは、1番につきましてご説明いたします。

申請人は、〇〇、申請地は、脇元の畑が1筆、面積は476㎡です。農地区分は第3種農地で、現況は宅地であります。昭和42年頃に一般住宅が建築された以降、宅地として利用されているとのことで、非農地証明願が提出されております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員7番に、調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

委 員

はい、農業委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置は、〇〇から南に約50mの位置にあります。周囲の現況は、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が市道です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となり20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2番につきましてご説明いたします。

申請人は、〇〇、申請地は、鍋倉の畑が1筆、面積が539㎡です。農地区分は第2種農地で、現況は墓地であります。転用時期は不明でありますが、平成14年に確認した時点では、すでに墓地として利用され、現在に至っているとのことで、非農地証明願が提出されております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員10番に、調査の結果並び に補足説明をお願いします。

はい、農業委員10番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置は、〇〇から北に約160mの位置にあります。周囲の現況は、東が公衆道路、西が墓地、南が墓地、北が山林です。非農地として認定するやむを得ない理由は、墓地となってから20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

次に、3番について、事務局の説明を求めます。

事務局|

それでは、3番につきましてご説明いたします。

申請人は、〇〇、申請地は、平松の田が1筆、面積は33㎡です。農地区分は第3種農地で、現況は宅地であります。昭和44年2月28日に建物が建築された以降、宅地として利用されているとのことで、非農地証明願が提出されております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員7番に、調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

委員

はい、農業委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置は、〇〇から西に約390mの位置にあります。周囲の現況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となり20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。

議長

それでは、議案第5号、非農地証明願についての、1番から3番について、質疑のある委員は挙手をお願いします。

委員「質疑・意見なし」

議長

それでは、お諮りいたします。議案第5号、非農地証明願についての、1番から3番については、原案のとおり、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 [賛成多数]

議長

賛成多数により、議案第5号、非農地証明願についての、1番から3番については、原案のとおり、承認することに、決定しました。

—— 日程第8 議案第6号 ——

議長

次に、日程第8、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更(除外)について、議題に供します。

1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第6号、農業振興地域整備計画の除外について、ご説明します。総会資料は、11ページです。

この議案につきましては、農業振興地域整備計画変更申請が市長部局に提出され、この計画変更に対して市長から意見を求められたものであります。件数は1件となっております。

先般、担当委員と農業振興地域整備促進協議会委員におきまして 事前調査がなされ、現地調査報告書の26ページに調査書がござい ますので、審議の参考としてください。

申請者は、〇〇、申請地は、北山の田が1筆で、面積が3,931㎡、変更目的及び変更内容は、農用地区域から徐外し、クヌギを植林して山林にするためとなっておりますが、参考資料84ページに、すでに植林され始末書が添付されての申請です。また、変更の理由は、田としての耕作が困難な農地であるためです。なお、当該農地は地域計画の区域外となっております。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員16番に、調査の結果並び に補足説明をお願いします。

委員

はい、農業委員16番です。調査報告いたします。農地区分は、 農用地区域内農地であります。申請地の位置は、〇〇から南西に約790mの位置にあります。被害防除現況は、東が市道、西が山林、南が水路、北が山林です。申請実現の確実性としましては、すでに転用済のため、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

これより、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更(除外)について、質疑に入ります。

議長

質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委員

「質疑・意見なし」

議長

それでは、お諮りいたします。

議案第6号、農業振興地域整備計画の変更(除外)について、原案のとおり、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 〔賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更(除外)については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

--- 日程第 9 議案第 7 号 -----

議長

それでは、日程第9、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用 地利用集積等促進計画(貸借)について、議題に供します。

1番から40番について、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積 等促進計画について、ご説明します。総会資料の12ページをご覧 ください。

契約の始期は、令和7年9月1日を予定しております。新規32 筆、42,480㎡、変更8筆、8,787㎡、契約年数につきま しては、5年間が13件、10年間が10件、12年間が2件、耕 作者変更による残存期間が6件の、合計31件となっております。

契約の詳細につきましては、13ページから16ページに記載しておりますのでご確認ください。

なお、農政課への「地域計画」にかかる意見照会につきまして は、貸借予定地40筆中38筆が地域計画区域内であり、計画への 支障なしとの回答がありましたことを報告いたします。

また、耕作者の要件につきましては、営農計画書による調査、農 政コーディネーター等からの聞き取りを基に確認を行っておりま す。

議事参与についてです。

資料の16ページです。38番から39番が内甑委員、40番が 本村委員に関連する議案となっております。

つきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議

事務局 事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、ご理 解のほどよろしくお願いいたします。

議長

これより、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積 等促進計画(貸借)についての、1番から40番について、質疑に 入ります。

なお、38番から40番については、議事参与制限により、本日 の総会に、それぞれ関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質 疑し、採決いたします。

まず、1番から37番について、質疑のある委員は、挙手をお願 いします。

委員 「質疑・意見なし」

議長

それでは、お諮りいたします。議案第7号、農地中間管理事業に 係る農用地利用集積等促進計画(貸借)についての、1番から37 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお 願いします。

委員 〔賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利 用集積等促進計画(貸借)についての、1番から37番について は、原案のとおり承認することに、決定しました。

それでは、38番、39番の関係者、農業委員16番の退席をお 願いします。

委 員| 〔委員退席〕

議長

それでは、38番、39番について、質疑のある委員は、挙手を お願いします。

「質疑・意見なし」 委

議長

それでは、お諮りいたします。議案第7号、農地中間管理事業に 係る農用地利用集積等促進計画(貸借)についての、38番、39 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお 願いします。

委 員 〔賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利 用集積等促進計画(貸借)についての、38番、39番について は、原案のとおり承認することに、決定しました。

農業委員16番の着席をお願いします。

それでは、次に、40番の関係者、農業委員11番の退席をお願いします。

委 員 〔委員退席〕

議長

それでは、40番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委員[質疑・意見なし]

議長

それでは、お諮りいたします。議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)についての、40番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 〔賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利 用集積等促進計画(貸借)についての、40番については、原案の とおり承認することに、決定しました。

農業委員11番の着席をお願いします。

——— 日程第10———

議長

次に、日程第10、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画貸借の認可について、事務局からの報告を求めます。

事務局

それでは、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の 認可についての報告をいたします。

別紙、農用地利用集積等促進計画の認可・公告について、鹿児島県知事通知をご覧ください。

事務局

県知事の認可日は、令和7年7月17日、同日付で公告となっております。概要については、2ページ、各筆の明細については、3ページから4ページをご確認ください。貸付開始日は令和7年8月1日、新規29筆、40,411㎡となっております。 以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。

委員

「質疑・意見なし」

議長

それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。

——— 日程第11———

議長

次に、日程第11、農地利用集積計画(貸借)の合意解約について、事務局からの報告を求めます。

事務局

それでは、農用地利用 集積計画(貸借)の合意解約報告をいた します。今月は、1件が提出されております。

内容につきましては、別紙、合意解約(7月分)をご確認ください。先ほどの報告にもありましたが、8月1日から農地バンク契約へ移行するため、それに伴う利用権の解約となっております。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。

委 員

「質疑・意見なし」

議長

それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。

------ 日程第12 --------

議長

次に、日程第12、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。

委員

「意見等なし」

議長

事務局からは、何かありませんか。

		事務局	7 77 7 2 2		
			○農地利用最適化推進会議の開催について		
議	長		それでは、以上をもちまして、令和7年7月、姶良市農業委員会 総会を、閉会いたします。		
		事務局	姿勢を正してください。一同礼。		

議事録署名委員

署名委員_		
署名委員		